平成２３年（フ）第９００号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区21棟311号
債務者　千田ひろ子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２１号
千葉県松戸市栄町６丁目430番地の４　松戸荘
債務者　金林　政智
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２６号
千葉県松戸市樋野口828番地の１　ファミール松戸リバーステージ402号
債務者　齋藤　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４３号
千葉県柏市酒井根１丁目11番７―301号、申立時の住所千葉県柏市光ケ丘４丁目15番５号
債務者　藤崎　静男
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９５４号
千葉県松戸市松戸新田605番地の12　市営住宅１―306
債務者　長島　道子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６５号
千葉県松戸市栄町２丁目107番地の３　ウッディパレス松戸103号
債務者　山路　香織（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目18番地３　パレスハイツ103号
債務者　染谷　征博
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０号
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町31番地　グリーンキャピタル石井408号
債務者　飯塚　貴巳
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１号
千葉県松戸市新松戸北２丁目１番地　新松戸ファミールハイツ１―712
債務者　安藤洋一郎
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６号
千葉県松戸市常盤平５―20―９　ＳＯＰＨＩＡＣＯＵＲＴ204号室、住民票上の住所千葉県流山市加２丁目19番地の12
債務者　竹内　直子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９号
千葉県松戸市松戸2299番地　セブンハイツ２―203号
債務者　鹿野　信吉
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９号
千葉県松戸市新松戸５丁目175番地　第２パークハイツ102号
債務者　押野谷早代（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２２号
和歌山市和田61番地の７
債務者　芝田　和子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６７号
和歌山市吹屋町２丁目45番地　コーポシマムラ102号
債務者　北田　哲男
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５８８号
和歌山市榎原287番地の36
債務者　中村　心一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５８９号
和歌山市榎原287番地の36
債務者　茶亭こと　中村　里恵
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５９２号
和歌山市南桶屋町15番地　ヴィラパーク本町401号室
債務者　宮﨑　真央
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係